

第39回
東京地方裁判所委員会
(平成28年10月25日開催)

東京地方裁判所委員会（第39回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成28年10月25日（木）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第2会議室

第3 出席者

（委員） 足立 哲，岡田ヒロミ，岡野 保，奥田正昭，各務 豊，片岡敏晃，門田美知子，桑子敏雄，小林克信，近藤昌昭，柴垣明彦，渋谷義彦，大善文男，高橋順一，釣 宏志，中里智美，早瀬保行，森本英彦，藤田幸子

（事務局）東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 園原敏彦

第4 議題

「刑の一部執行猶予制度について」

第5 配布資料

- ・「刑の一部の執行猶予制度について」と題するレジュメ（パワーポイント用）
- ・「裁判所データブック2016」

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（岡野委員，奥田委員，片岡委員，近藤委員，中里委員，森本委員）

3 委員長選出

全会一致で奥田委員（東京地方裁判所長）が委員長に選出された。

4 議題「刑の一部執行猶予制度について」

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者】

刑の一部執行猶予制度について，プレゼンターによる立法経緯及び制度概要，刑としての位置付け，判断枠組み，審理の在り方，刑期等の定め方並びに施行後の実施状況等についての説明があった後，以下のとおり質疑応答があった。

- ◎ 刑の一部執行猶予制度について，制度や運用の実態について，質問等はございます

でしょうか。

- 犯罪者に対する専門的処遇プログラムの中には薬物、性犯罪、暴力、飲酒運転といったものがありますが、例えばクレプトマニア的なものも再犯率が高いと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。
- 東京地裁では、そのようなケースについて一部執行猶予を言い渡した事例はありませんし、明示的な主張もないと聞いています。一部執行猶予とするかどうかについて、クレプトマニアの場合には医療的な措置が必要になるため、保護観察とどう連携するかという点で難しいのではないかという意見もあります。事例の集積がないと何とも言えませんが、一概に一部執行猶予の対象にはならないとはいえないかもしれせん。
- ◎ まだシステムが始まったばかりであり、実績を踏まえて実務の動向を見ていくという時期ですから、裁判所としても抽象的な問題について確定的に申しあげられる材料がないのではないかと思います。
- クレプトマニア、窃盗癖等により行くところがないため半年間更生保護施設に入っている若い女性など、何人か私も接触したことがあるんですけども、出てもまた同じことの繰り返しで、これも再犯率という括りから見れば一緒だと思うんです。性犯罪プログラムも同じように、これも性癖という問題があるため、一樣に性犯罪プログラムを適用してもどうなのかな、というのがあります。単純執行猶予の場合には、早い話が野放し的で、薬物についても歯止めがなにもない。それと保護観察付執行猶予というのがあると思うのですが、実際に保護観察を運用している立場からすると、すごくわかりにくいんですよ。それらと刑の一部執行猶予とはどう違いがあるのでしょうか。
- 性犯罪者に対する処遇プログラムの実効性という問題だと思いますが、実際に社会内処遇が始まってからある程度の期間をおいて実証的な検討が必要かと思えます。全部執行猶予というのは、被告人が犯した罪の重さと比較して、いきなり刑務所に行くのはどうか、という判断をしてきたと思えます。これに対し、刑の一部執行猶予というのは、責任の重さからすると刑務所に入るのが相当だけれども、被告人の改善更生の観点から、再犯のおそれや処遇プログラムの内容、施設内処遇と社会内処遇との連携等を検討して判断するため、全部執行猶予の場合と一部執行猶予の場合で判断の仕方が違うということは言えると思えます。

- ◎ そもそもシステムの枠組みが違うものなんだ，というところから始めなければなら
ないということかと思えます。
- 最近高齢者の犯罪が多いと言われているようですが，例えば高齢者等判断力に問題
がある者にこのシステムを理解させるというのはかなり困難かなと思えます。また，
結局は執行猶予を受けたいがために意欲がありますと言って猶予判決を受けたもの
の，また戻ったりすると，総合的に刑務所に入る期間が長くなると思えますが，そ
の点に関して，裁判官としてはどのように配慮されているのでしょうか。
- 処遇プログラムというのは認知行動療法に基づいて行われるものですから，知的障
害のある方はその方法に乗りにくい，ということは保護観察の関係者から話がでて
います。
- ◎ 今後の運用を見守っていかなければならないのかな，というところでしょうか。
- 高裁の話かもしれませんが，刑の一部執行猶予判決のあった50件，これは確定し
た事件なのでしょう。また，例えば懲役1年6月，4月執行猶予の判決に対して控
訴されたときに，不利益変更との関係で控訴審裁判所はどのような判断をするのでし
ょうか。
- 不利益変更との関係は難しい問題です。控訴審の判断待ちということになると思
います。
- 先ほどの50件のうち控訴されているものもあるのでしょうか。
- そういう視点で整理していなかったためわかりません。
- ◎ 今までの話というは，あくまで手に入る情報を取りまとめたところ手計算でこれく
らいだよ，という話なので，確定的には申し上げにくいところかと思えます。
- 刑の一部執行猶予判決を受けた者に対して実際に社会内処遇が始まるのは実質3年
後以降になりますでしょうか。
- 早い人で2年少し経ってからだと思います。
- その者たちの再犯率に関する調査は行われるのでしょうか。
- 法務省のほうで行うことになるのではないのでしょうか。
- そもそも平成8年くらいから刑務所が満杯になっているということが顕在化してき
て，それを解消する中で社会内処遇というお題目が出て，途中からそれが主要なテー
マとなってきたということでしたが，実際には，どちらが先にある話なのでしょうか。
- さきほど立法の経緯としてお話をさせていただいたように，法制審議会における部会

の設置は、その当時、刑事施設の過剰収容が深刻な問題となっていたことが背景にありましたが、法務大臣による諮問は、被収容者人員の適正化と、犯罪者の再犯防止及び社会復帰の促進という2つの目的を同時に満たし得るような、処遇等の在り方の検討が求められたと承知しています。

○ 施設内の処遇と社会内の処遇、後者は模擬事例で言えば同居のお兄さんによる監督ということなんでしょうけれども、それぞれ処遇の中身はどういうことなのでしょう。また、それらはどのような形で連携が行われるのでしょうか。

■ 社会内処遇というのはお兄さんによる監督ということではなく、保護観察所における薬物プログラムを受けてもらうということです。断薬の上で行う施設内処遇の効果を、薬物の誘惑のある社会内での十分な期間の処遇により維持・強化するということが社会内処遇というものだと思っています。連携というのは、施設内処遇と社会内処遇のつながりを意味します。

○ 議論のスタートが刑事収容施設の過剰収容の問題であったとしても、再犯の防止という理念に焦点を当て、素晴らしい方向に進んでいると思いますし、服役していた人が出てきたときに市民としても安心できる制度だと思います。もっとも、この一部執行猶予制度における必要性・相当性の判断から外れた人というのはどうなるのでしょうか。最後まで社会隔離をしっかりとやりますということになるとは思います。そうすると更に円滑な社会復帰や再犯防止というのが遠のいてしまうのではないかと、という不安が広がるんですね。その点の議論というのは行われているのでしょうか。

■ そのような懸念は議論の中ででてきます。

◎ 今はその程度、というところですかね。

○ 社会内処遇の連携というなかで、保護観察所という話が出ていますけれども、その保護観察所から後の一般的なものを実行しているのは保護司なんですよ。その辺はちょっと抜けているかなと。保護司として最初に一部執行猶予の制度が始まりますというのは聞きました。また保護観察所から保護観察事案が増えるということも聞いています。また実際には、保護観察所を通じた保護司の報告書によって連携をしています。一般の人に対して不安を抱かせないようにするために、私たちが犯罪予防活動とか社会を明るくする運動をやっています。そこで、地域にどれだけ理解をしていただけるかが連携の一番の表れだと思うんです。刑の一部執行猶予制度によって、保護司の数は減っているのに件数は増えてくるわけで、それは逆行的な部分があると思いま

す。保護観察を行う場面でも、不安を払拭するためにハローワークと一緒に行ってあげるとか、対象者の更生意欲を増すようにしながら保護観察を進めているのが実態です。高齢化も再犯につながっていきますので、いかに地域行政や福祉とつながっているのか。そして、刑の一部執行猶予制度が保護司に与える影響は大きいとは思いますが。保護司というものを知らない弁護士さんもいらっしゃるって聞き、ちょっとショックを受けました。

- 裁判官の立場としては、ただ証拠に基づいて判断すれば良いというものではなくて、実際に社会でどのような処遇プログラムを受けて、どういう効果が期待できるかということについての深い理解が必要だと思います。裁判員裁判では、裁判員に、刑が言い渡されるとどういう処遇をされ、矯正保護が行われるかということを説明する必要があると思いますが、現場の裁判官の知見を広めるような取組はあるのでしょうか。

■ 保護観察所内のプログラムが実際どのように行われているのかといった保護観察の状況について、東京地裁でいえば東京保護観察所の方から話を伺う、あるいは司法研修所の担当部署の方から裁判官を集めて話を聴くという取組があります。矯正や保護に関する資料を勉強する機会もあります。

- ◎ 私も実は薬物事犯の被収容者がどういうプログラムを受けているかについて見学に行く機会がありました。実際に被収容者がどういう取組をし、自分たちの体験を話し合うことによって、その問題性を相互に意識させるというような手法が結構用いられているようなんですけども、裁判官に対してはそういう機会にできるだけ参加、傍聴できるような工夫はされているというふうに理解しています。

- 刑の一部執行猶予制度の運用が進んだ場合、判決をする際に社会的処遇をする受け皿のキャパシティが現在どの程度なのか、あるいは二、三年後の状況にも配慮しなければならないのでしょうか。また、裁判員裁判において一部執行猶予判決をする場合、裁判員にどういう説明をするのか。中間刑ではないという難しい話をどう理解してもらえようという工夫をしているのか。

■ 私自身は裁判員裁判でそういう事件を経験してはおりませんが、刑事部の各部では知恵を絞りながら説明内容の議論をしています。

- ◎ いろいろな方法で説明をして、その中でわからないことがあればまた説明する、というような工夫を重ねていくことになるのだろうというふうに思っております。

- 一部執行猶予者についても仮釈放があると思うのですが、一部執行猶予の場合に仮

釈放がつけられにくくなる，ということはあるのでしょうか。

■ 一部執行猶予が言い渡された場合でも，仮釈放は可能です。しかし，その運用がどうなるかについては，裁判所としてはお答えすることができません。

◎ この制度については，今後時間をかけて，裁判所もいろいろ検討していかなければならないと思います。

第7 次回のテーマについて

委員長から，「障害者に対する配慮の取組についての裁判所の取組の現状を紹介した上で，それに対してこういうことも考えられるがどうかといったアドバイスを頂いて，改善に向けて取り組んでいきたい，と考えている。そこで，次回の議題として『障害者に対する配慮の取組について』を採り上げたい。」旨の意見が出されたことから，第40回は，これをテーマとすることになった。

第8 次回の開催期日について

次 回：平成29年2月16日（木）午後3時30分